

# 経済産業省

20170131商局第2号  
平成29年1月31日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会  
会長 清野 智 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



## トラック運送業との取引条件の改善に向けた協力について（要請）

国土交通省自動車局長より、国自賃第139号のとおり「トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請について」がまいりました（別添）。

つきましては、貴団体会員に対して、取引の実情を踏まえつつ、下記の事項について配慮するよう、周知徹底をお願いいたします。

### 記

#### 【ご協力いただきたい具体的な取組例】

##### ①価格決定方法の適正化

- 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

##### ②コスト負担の適正化

- 仕分け・検品・陳列等の附帯業務や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- 着荷主においても、契約にない仕分け・検品・陳列等の附帯作業を無償で行わせないこと

- ・着荷主の都合による荷待ち待機に関する費用について、発荷主・着荷主との間の契約において明確化
- ・着荷主においても、自社の都合により、トラック運送事業者を長時間待機させない。やむを得ず待機させる場合においては、その分の人工費が発生することから、発荷主との間の契約における適切な費用負担について配慮すること
- ・過度な小口多頻度輸送は、人手不足に直面しているトラック運送事業者にとって大きな負担となることから、ロットをまとめるなど、可能な範囲内で効率的な運送依頼について配慮すること

#### ③契約の相手方・方法の適正化

- ・契約相手となるトラック運送事業者について、運行管理者・整備管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等、法令遵守状況の確認
- ・運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

#### ④長時間労働の削減

- ・荷待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力（トラック運送事業者との面談等による課題の具体的な把握等）
- ・トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、着荷主・発荷主・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立

以上